裁判員制度の実施にあたって整備すべき課題

立命館大学法学部　佐藤敬二

二〇〇九年五月二一日より裁判員制度が開始される予定です。裁判員制度は、国民の司法参加と、それによって、冤罪にみられる社会常識に反した裁判を抑制していくこと等を目的としています。

参加できる裁判は、地方裁判所における重大な刑事事件であり、参加できる者は、衆議院議員の選挙権を有する者から選任されます。裁判員候補者に選ばれた場合、原則として辞退することはできず、正当な理由なく出頭しなかった場合には刑罰を科せられます。

国家公務員になれない者等は欠格事由、法曹関係者であった者や法律学の教授又は准教授等は就職禁止事由、当該事件の関係者や不公平な判断をするおそれのある者は不適格事由に該当し裁判員になれません。また、学生や、重い疾病・介護・事業における必要性等から出頭の困難な者等は辞退事由として認められます。仕事が忙しいことでは辞退は認めらません。講義も補講や代講ができない状況でなければ、辞退は認められないでしょう。

裁判では、裁判官三人と共に六人の裁判員が、有罪か無罪かの判断だけでなく、刑の重さも判断します。裁判員として拘束される日数は、約七割の裁判が三日以内、約九割の裁判が五日以内と推測されています。裁判員は、評議の秘密や職務上知り得た秘密を漏らしてはならず、違反すると刑罰が科せられ、守秘義務は、裁判員を終えた後も生涯課せられることになります。

この制度に対しては多くの批判が加えられています。なによりも、死刑判決もありえる重大事件について「隣人が隣人を裁く」ことに対する心理的抵抗は強いものがあるにもかかわらず、裁判員になることが強制される点です。また、実際には裁判官主導になると考えられることや、迅速な審理の名のもとに、公判前に証拠を厳選し争点を明確にする手続きを行うことになっていますが、これは密室で裁判の方向付けを行なうものである等、冤罪を抑止する目的とは反対の結果が危惧されています。

裁判員に選ばれた場合には、積極的に検察をチェックしてほしいと思います。裁判員候補者に選ばれる確率は、京都で四五〇人に一人、大阪で二〇〇人に一人とする推計もありますから、使用者には、労働者が裁判員となることを前提とした体制整備が求められます。労働者が裁判員の職務を行うために休暇を取得したこと等を理由とした不利益取り扱いは禁止され、労働時間中に必要な時間を請求した場合には使用者はそれを拒んではなりませんが、さらに、法務省は裁判員休暇制度の整備を使用者に求めています。労働組合は、それを有給休暇とするように交渉することや、裁判員に対するメンタルケアのための制度整備も要求していくことが必要です。